

(様式第十一の二)

地区計画の区域内における行為の届出書

令和 年 月 日

(届出先) 土浦市長

届出者 住所

氏名

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき

土地の区画形質の変更
建築物の建築又は工作物の建設
建築物等の用途の変更
建築物等の形態又は意匠の変更

について、下記により届け出ます。

記

- 1 行為の場所 土浦市
2 行為の着手予定日 令和 年 月 日
3 行為の完了予定日 令和 年 月 日
4 設計又は施行方法

(1) 土地の区画形質の変更	区域の面積			m ²	
(2) 建築物の建築又は工作物の建設	(イ) 行為の種別 (建築物の建築・工作物の建設) (新築・改築・増築・移転)				
	(ロ) 設計の概要	届出部分		届出以外の部分	合計
		(i) 敷地面積			m ²
		(ii) 建築又は建設面積	m ²	m ²	m ²
		(iii) 延べ面積	m ²	m ²	m ²
		(iv) 高さ 地盤面から m	(v) 用途		
	(vi) 垣又はさくの構造 (烏山一・二丁目、真鍋新町地区は除く)				
	(vii) 屋根及び外壁の色 (木田余、烏山一・二丁目、 真鍋新町地区は除く)	屋根			
		外壁			
	※ 瀧の 田み 地区	(viii) 屋上利用の独立看板等の有無			(有・無)
		(ix) 屋上利用の独立看板等の屋上からの高さ			m
(X) 光の点滅するネオン管等の有無			(有・無)		
(xi) 光の点滅するネオン管等の地盤面からの高さ			m		
(3) 建築物等の用途 の変更	(イ) 変更部分の延べ面積			m ²	
	(ロ) 変更前の用途		(ハ) 変更後の用途		
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更	変更の内容				

- 備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 届出者の氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
3 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
4 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
5 同一の土地の区域について2以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。

(届出書記入例)

「行為の着手予定日」に関しては届出日から30日以降の日付を記入

(様式第十一の二)

地区計画の区域内における行為の届出書

土浦市長 安藤 真理子 殿

市長名を記入

令和〇〇年〇〇月〇〇日

連絡先を記入して下さい

連絡先 〇〇設計事務所 担当〇〇
TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

届出者 住所 土浦市下高津一丁目20-35

氏名 土浦 イチロー

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき

土地の区画形質の変更

建築物の建築又は工作物の建設

建築物等の用途の変更

建築物等の形態又は意匠の変更

該当する項目を囲む

「行為の場所」については地番で記入

土地の区画形質を変更する場合は記入

建築物等の高さ(地盤面からの最高高さ)を記入

- 1 行為の場所
- 2 行為の着手予定日
- 3 行為の完了予定日
- 4 設計又は施行方法

記

土浦市 〇〇〇〇△△△△番

令和〇〇年〇〇月〇〇日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

該当する項目を囲む

(1) 土地の区画形質の変更	区域の面積	㎡	
(2) (イ) 行為の種別 (建築物の建築) (工作物の建設) (新築・改築・増築・移転)	届出部分	届出以外の部分	合計
(ロ)			
(i) 敷地面積			238 ㎡
(ii) 建築又は建設面積	95 ㎡	0 ㎡	95 ㎡
(iii) 延べ面積	125 ㎡	0 ㎡	125 ㎡
(iv) 高さ 地盤面から	7.8 m	(v) 用途 専用住宅	
(vi) 垣又はさくの構造(烏山一・二丁目、真鍋新町地区は除く)		生垣	
(vii) 屋根及び外壁の色 (木田余地区は除く)	屋根 グレー (N-5)	外壁 ベージュ (2.5Y8.5/3)	
滝田地区 ※	(viii) 屋上利用の独立看板等の有無	(有・無)	
	(ix) 屋上利用の独立看板等の屋上からの高さ	m	
	(X) 光の点滅するネオン管等の有無	(有・無)	
(xi) 光の点滅するネオン管等の地盤面からの高さ	m		
(3) 建築物等の用途の変更	(イ) 変更部分の延べ面積	㎡	
	(ロ) 変更前の用途	(ハ) 変更後の用途	
建築物等の形態又は意匠の変更	変更の内容		

建築物の種類を記入

垣又はさくの設置が届出時点でどうしても決定できない場合は「未定」と記入(烏山一・二丁目地区、真鍋新町地区は記入不要)

建築物等の用途を変更する場合記入

屋根と外壁の色、滝田地区のみ看板等を変更する場合記入(木田余地区、烏山一・二丁目地区、真鍋新町地区は記入不要)

滝田地区のみ該当するネオン管等の設置の有無と設置する場合は、その高さを記入

屋根と外壁の色名、()内にマンセル値を記入(木田余地区、烏山一・二丁目地区、真鍋新町地区は記入不要)

- 備考
- 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載する。
 - 届出者の氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合を除く。
 - 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載する。
 - 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載する。
 - 同一の土地の区域について2以上の種類の行為を行おうとするときは、一の行為について記載する。

地区計画に関する届出書添付書類等

1 建築物の建築、工作物の建設又は建築物若しくは工作物の用途の変更

① 位置図 縮尺 1:2,500 以上のもの

② 配置図 縮尺 1: 100 以上のもの

※ 壁面後退の距離は、柱芯からではなく面からの距離で記入願います。

(配置図に“壁面からの距離”と記入)

③ 平面図 縮尺 1: 50 以上のもの

④ 立面図 縮尺 1: 50 以上のもの

2 土地の区画形質の変更(土地を切り分ける場合に必要です)

① 位置図 縮尺 1:1,000 以上のもの

② 設計図 縮尺 1: 100 以上のもの

3 垣・柵設置の届出(道路側に設置する場合に必要です)

① 位置図 縮尺 1:2,500 以上のもの

② 垣・柵の配置図 縮尺 1: 100 程度のもの

③ 垣・柵の立面図 縮尺 1: 50 程度のもの

※ 宅地地盤面G. L. の記入、宅地地盤面からの基礎部分の高さ、透視可能な部分の高さを記入願います。

※ 地区計画の届出の際には、

○届出書、確約書(垣・柵が未定またはなしの場合)、添付書類を2部提出してください。

○代理申請の場合は、委任状を提出してください。

(様式第十一の三)

地区計画の区域内における行為の変更届出書

令和 年 月 日

(届出先) 土浦市長

届出者 住所

氏名

都市計画法第58条の2第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、
下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 令和 年 月 日
(地区計画)

2 変更の内容

3 変更部分に係る行為の着手予定日 令和 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 令和 年 月 日

- 備考
- 届出者が法人である場合においては、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 届出者の氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
 - 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

地区計画の届出についてのお願い

家を建てるときの届出にて、垣・柵等の設置を「未定」または「なし」とし、

後程、垣・柵等を設置するときも地区計画の届出が必要です。

現在土浦市では、木田余地区、永国地区、田村・沖宿地区、土浦北工業団地、瀧田地区、烏山一・二丁目地区、真鍋新町地区、上高津団地、東筑波新治工業団地、高津地区、都和二・三丁目地区、仲の杜地区の12の地区において、よりよい街づくりと住まいを目指し、「地区計画」を定め、家を建てる方々のまちづくりのルールとしています。

皆様には、家を建てる時、地区計画に基づく届出を提出していただいておりますが、烏山一・二丁目地区、真鍋新町地区、都和二・三丁目地区を除く9つの地区につきましては、垣・柵等の設置を「未定」または「なし」として届け出た場合、後程、道路側に垣・柵等を設置する際には、新たに別添の「変更届出書」にてその概要を記載した図面とともに届出が必要となりますので、よろしくお願いいたします。

なお、垣・柵の構造につきましては、各地区で定められた作り方の中から選択していただくこととなりますので、詳しくは、パンフレット等をご参照ください。

このことについて、ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先

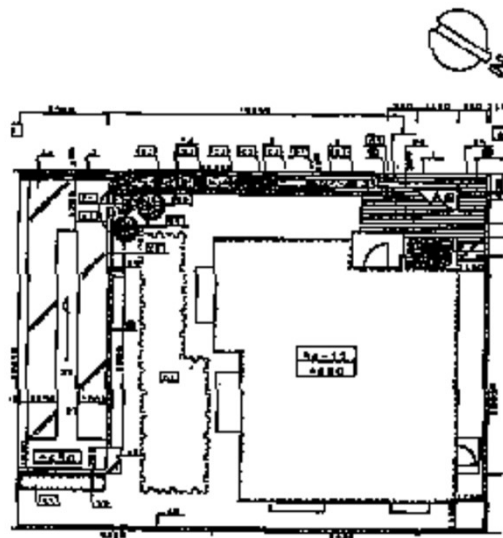
土浦市都市政策部 建築指導課 建築係

029-826-1111 内線2408

垣・柵設置の届出添付図面の記載例

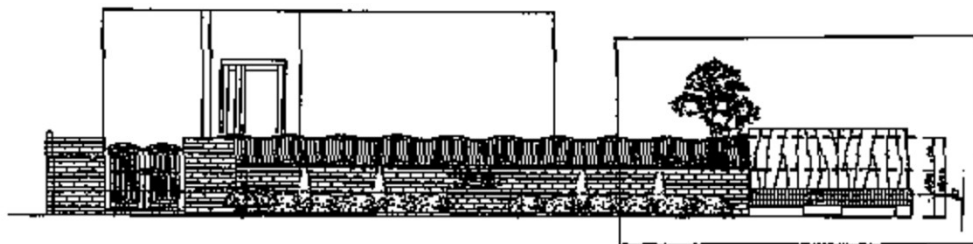
平面図

○垣・柵の設置位置を記入した平面図



立面図(道路側)

○道路側に設置する垣・柵の立面図



拡大図 ↓ ↓

